

●2026年2月27日付【2025-206年度企業連携アドバイザー業務（調達管理番号25c00330）】入札説明書への質問に対する回答

質問番号	入札説明書該当頁	該当項目	質問	回答
1	P22	第4 1. (1) 1) 業務の対価	赴任に伴う移転費用について 本業務の遂行にあたり、現在居住している東京都から高知県内へ拠点を移して従事することを想定しております。第4の3(2)「その他必要経費」には、東京からの赴任時および帰任時の移転料（引越し代）は含まれますでしょうか。あるいは、これらは「直接人件費（報酬単価）」に含めて積算すべきもの（自己負担）でしょうか。	移転に係る費用は「その他必要経費」には該当しません。 入札説明書22ページ「第4 経費に係る留意点」「1. 経費の積算に係る留意点」「(1) 経費の費目構成」にて、「1) 業務の対価（報酬）①直接人件費 業務従事者の月額単価を設定し、想定する人月を乗じ算出ください。報酬単価には管理的経費も含めて積算ください。」と記載しており、移転料が必要になる場合は、管理的経費として報酬に含めて積算してください。
2	P22	第4 1. (1) 1) 業務の対価	2. 高知県内での住居費について 本業務に従事するために高知県内に居住する場合、そのアパート賃料、共益費、駐車場代等の住居維持費は、実費精算の対象となる「その他必要経費」に含まれますでしょうか。	住居費（賃料・共益費・駐車場代等）は「その他必要経費」には該当しません。 「直接人件費（報酬）」に含めて積算いただく取扱いとなります。
3	P22	第4 1. (1) 1) 業務の対価	3. 広域活動に伴う帰省旅費について 単身赴任での活動となる場合、家庭状況の維持等のための東京への帰省旅費（年数回程度）を「出張経費」または「その他必要経費」として実費精算に含めることは可能でしょうかあるいは、これらは「直接人件費（報酬単価）」に含めて積算すべきもの（自己負担）でしょうか。	帰省旅費は「その他必要経費」には該当しません。 「直接人件費（報酬）」に含めて積算いただく取扱いとなります。
4	P22	第4 3. (2) その他の留意事項	4. 車両の借上形態について 業務仕様書には「レンタカー借上経費」とありますが、業務の特性上、月数回の企業訪問や関係機関への訪問が定期的に発生します。利便性と経済性を考慮し、都度レンタカーを借りるのではなく、「年間リース（またはマンスリーレンタカー）」による車両の常時確保を「その他必要経費」として実費精算することは可能でしょうか。	ご提案いただくことは可能です。最終的な借上形態は、提案内容を踏まえ契約交渉を通じて決定いたします。
5	P2 (質問書には不記載だったため、JICA四国にて入力)	第1 3. (4) 業務履行期間	本契約は1年間となっていますが、2027年度も継続して同様のアドバイザー業務の入札は想定されているのでしょうか。翌年度も同様業務が想定できるのであれば、より長期的視野で業務が可能であり、かつ、1年間で獲得したノウハウや人脈がさらに活用できると考えます。	現時点では、2027年度以降、同様のアドバイザー業務の入札を実施する予定はございません。